

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所
平成28年度(第1回)保安検査報告書
(1号炉、2号炉)(廃止措置中)

平成28年11月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	
(2) 保安検査実施者	
2. 浜岡原子力発電所1、2号炉の設備及び概要	1
3. 保安検査内容	2
4. 保安検査結果	2
(1) 総合評価	
(2) 検査結果	
(3) 違反事項	
5. 特記事項	11

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細は別添1参照)

平成28年8月24日、29日～31日、9月5日～8日、13日

(2) 保安検査実施者

浜岡原子力規制事務所

統括原子力保安検査官	加藤 照明
原子力保安検査官	永井 昭雄
原子力防災専門官	安本 剛洋
原子力保安検査官	中村 節生
原子力保安検査官	吉田 恵
原子力保安検査官	中嶋 聰明
原子力保安検査官	矢野 雅之

2. 浜岡原子力発電所1、2号炉の設備及び概要

号炉	出力	運転開始年月等	廃止措置状況等
1号炉	1593 MWt	運転開始: 昭和51年3月17日 運転終了: 平成21年1月30日	廃止措置中 (第一段階) 平成21年11月18日～ 平成28年2月3日 使用済燃料搬出完了 平成25年1月23日 (第二段階) 平成28年2月3日～
2号炉	2436 MWt	運転開始: 昭和53年11月29日 運転終了: 平成21年1月30日	廃止措置中 (第一段階) 平成21年11月18日～ 平成28年2月3日 使用済燃料搬出完了 平成26年2月26日 (第二段階) 平成28年2月3日～

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問等により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している廃止措置管理状況の聴取、記録の確認、発電用原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ①安全文化醸成活動の実施状況
- ②マネジメントレビューの実施状況
- ③保守管理の実施状況
- ④ほう酸水注入設備の解体撤去の実施状況(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「安全文化醸成活動の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」、「保守管理の実施状況」及び「ほう酸水注入設備の解体撤去の実施状況(抜き打ち検査)」を検査項目として検査を実施した。

「安全文化醸成活動の実施状況」については、安全文化醸成活動が品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)における「業務の計画及び実施」のプロセスとして位置付けられ、その活動が社内指針・手引に規定されていることを確認した。また、社長からの方針・指示に基づき、管理責任者が目標・年度計画を作成させていること、年度毎の分析・評価結果はマネジメントレビューのインプットとされ、次年度へ展開すべき社長決定事項としてアウトプットされていること、平成26年7月の「中部電力グループ原子力安全憲章」の制定以降、「安全文化の醸成された状態」(以下「安全文化目標」という。)の周知・理解促進の活動が継続的に実施されていることを確認した。

平成28年度の安全文化醸成活動については、前年度の活動の評価結果及びマネジメントレビューにおける社長決定事項等を反映して年度計画が策定され、浜岡原子力規制事務所から提示した平成28年度の取り組み要請事項についても、当該年度計画に反映され、それが各部署の業務執行計画に展開されていることを確認した。

「マネジメントレビューの実施状況」については、事業者が実施した平成27年度マネジメントレビューの実施状況について、発電所長レビューが実施されていること、原子力本部長(管理責任者)レビューが実施されていること、原子力本部長レビュー結果をインプットとしてマネジメントレビューが実施されていることを確認した。

マネジメントレビューのアウトプットは、「原子力規制庁の動向、米国での実施状況等を踏

まえ、PI(Performance Indicator)の設定とパフォーマンス改善への取り組みを確実に進めること。」及び「安全文化醸成活動の評価結果を踏まえ、本店ー浜岡間のコミュニケーション向上を図るとともに、引き続き、他部署や協力会社など関係者間の良好なコミュニケーションを確保して活動を進めること。」の2件であり、社長決定事項として、発電所長、部長、課長等の管理職へメールにより周知され、前者(PIに関する事項)への対応計画は、品質保証Gの「平成28年度業務執行計画」に、後者(コミュニケーションに関する事項)への対応計画は、「平成28年度安全文化の醸成に関する年度計画」に定められていることにより、PDCAが回されていることを確認した。

経営層の関与や取り組み状況を確認するために管理責任者及び原子力部長に対するインタビュー並びにマネジメントレビュー結果の周知状況を確認するために浜岡原子力発電所長に対するインタビューを実施した。

「保守管理の実施状況」については、構築物、系統及び機器(以下「機器等」という)の保守管理を行うにあたって、社長が定めた「保守管理の実施方針」を踏まえて廃止措置実施部署が保守管理目標を設定していること、各号炉毎に保全対象設備を選定し「系統機能整理表」に取り纏めていること、選定した設備についてAからCまでの3重要度分類とし、燃料のない1、2号機においては最も高い重要度をBと設定していること、保守管理実施部署が保全方式を選定し、点検方法、実施頻度、実施時期を定めた「点検計画」を「点検計画策定・データ管理に関する手引」に従って策定していること、保守管理実施部署が「浜岡1、2号機 補修、取替え及び改造計画(廃止措置)」及び「工事計画確認書」等に従って「保全作業の実施要領に関する手引(廃止措置)」により工事要領書を作成し工事を実施していること、不適合については、あらかじめ定めた方法や定めた内容で機器等の点検・補修を実施したにもかかわらず、求める機能が発揮できなかった不適合事例は無かったこと、保守管理実施部署が「保全作業報告書」のデータなどをインプット情報として「保全の有効性評価実施手引(廃止措置)」に従って保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認し、継続的な改善を行って保全プログラムへ反映していること、保守管理の有効性評価についても、マネジメントレビューの実施時期に合わせて保全の有効性評価と同様の評価活動を行っていることを確認した。

また、保守管理実施部署が「点検計画策定・データ管理に関する手引(廃止措置)」に従い、機器等が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法、管理基準項目を定めた点検計画を策定し、廃止措置工事課長が策定した「廃止措置管理工程表」に基づいて維持管理点検の計画を立案し、点検を実施し、定めた管理基準に従って評価を行い、点検記録を作成していることを確認した。

「ほう酸水注入設備の解体撤去の実施状況(抜き打ち検査)」については、現在、廃止措置のための解体・撤去工事が行われている1、2号機のほう酸水注入設備について、撤去・解体作業を行うにあたり、撤去・解体範囲と取り合う既設設備の処理が適切に管理、実施されているか、撤去・解体物の保管が放射性廃棄物の取り扱いの観点を含め適切に実施されているかなど一連の保安活動が、廃止措置管理指針、関連手引等に従って適切に実施されて

いるかについて着目し、保安活動の実施状況を現場において抜き打ちで確認した。

確認の結果、「廃止措置工事計画書作成手引(廃止措置)」に従って、安全確保対策、放射性廃棄物の発生量低減対策などについて工事計画書を作成し、撤去・解体範囲と取り合う既設制御ケーブルについての系統隔離確認・検電・解線・端末処理作業が、配管についての切断前汚染測定・切断・閉止栓処置の作業が「廃止措置工事計画に基づく工事の実施手引(廃止措置)」に従って計画の通り管理され、実施されていることを確認した。

検査の結果、今回検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行い、特段問題がないことを確認した。

なお、検査日程に係る柔軟な検査対応のため、今回の検査では廃止措置に係る基本検査項目4件のうち2件の保安検査項目(基本検査項目①、②)については、3号炉、4号炉及び5号炉に係る保安検査と共に実施した。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

①安全文化醸成活動の実施状況

保安規定においては、経営層の関与の下、原子力安全の確保を最優先とする価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していくための安全文化を醸成する活動を実施することが定められており、平成27年度の安全文化醸成活動の実施状況及びその評価、マネジメントレビューの内容及びアウトプット等の平成28年度計画への反映状況等、当該活動が確実に実施されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、安全文化醸成活動が、QMSにおける「業務の計画及び実施」のプロセスとして位置付けられ、「安全文化の醸成に関する指針」、「安全文化の醸成に関する手引」及び「ヒューマンパフォーマンス向上手引」に規定されていることを確認した。

また、安全文化醸成活動においては、社長からの方針・指示に基づき管理責任者が「安全文化の醸成に関する指針」を定め、目標・年度計画を作成させていること、年度毎の分析・評価は、事業者が設定した安全文化醸成活動の計画・実施・評価のための視点である4つの側面(「コンプライアンス」、「コミュニケーション」、「技術力」、「士気・やる気」)毎に実施され、その評価結果はマネジメントレビュー等のインプットとされ、次年度へ展開すべき社長決定事項としてアウトプットされること等、安全文化醸成活動に係るPDCAが回されていることを、「平成27年度第4四半期データ分析結果報告書」、「平成27年度安全文化の醸成に関する評価および平成28年度活動方針について」(第232回品質保証審議会向け資料)、「平成27年度マネジメントレビュー報告書」、「平成27年度マネジメントレビュー決定事項改善計画書」、「平成28年度安全文化の醸成に関する年度計画」等により確認した。

安全文化目標については、平成26年7月に制定された「中部電力グループ原子力安全

憲章」の趣旨(リスク認識とリスク低減意識)の反映等を目的に平成27年4月に改正され、安全文化目標の周知・理解促進の活動が実施されていることを、品質保証Gから発電所の各部署へ発信した安全文化目標の自己学習実施の依頼メール、自己学習用テキスト等により確認した。また、平成28年度は、リスク低減意識の醸成の観点も含め、各部署自らが自部署にあった安全文化醸成活動を立案して実践する活動を展開していることを2部署(品質保証G、廃止措置工事課)の「平成28年度業務執行計画兼実施状況報告書」及び品質保証Gから発電所の各部署へ発信したリーダーシップを発揮した各部署による安全文化醸成活動の実施の依頼メールにより確認した。

平成27年度の安全文化醸成活動の実施状況については、発電所長レビュー、管理責任者レビュー、マネジメントレビューにおけるインプット・アウトプットの策定プロセスとその評価内容、平成27年度の浜岡原子力規制事務所からの2件の取り組み要請事項(「系統分離作業における三現主義(現場・現物・現実)の実行とトラブルの未然防止ができる人材の育成」、「ルールの確認・習得が不十分なために起こすヒューマンエラー低減のための有効な対策の実施」)の対応状況等について確認し、平成28年6月3日に公表し、事業者に手交した「安全文化・組織風土劣化防止に係る取り組みの総合評価について」の内容と齟齬がないことを再度確認した。

平成28年度の安全文化醸成活動の実施状況については、社内手引である「安全文化の醸成に関する手引」の要求事項に基づき、平成27年度の安全文化醸成活動の評価結果及びマネジメントレビューにおける社長決定事項等を反映して「安全文化の醸成に関する年度計画」が策定されており、当該年度において特に重点を置く項目の監視・測定・評価方法及び安全文化の劣化徴候を把握する項目等が盛り込まれていることを確認した。

併せて、浜岡原子力規制事務所から提示した平成28年度の取り組み要請事項^{※1}をテーマとした活動として、平成27年度から継続して実施している「伝わるコミュニケーション力の向上」の研修における「一方通行のコミュニケーションを体験させるワーク」、「コミュニケーションには伝達を阻害する要因が潜んでいることを認識させるワーク」及び「チームで作業する際に重要となる事柄について気付かせるワーク」をとおして、平成28年度の取り組み要請事項として示した各項目の重要性について気付かせる研修を計画していることを、「平成28年度安全文化の醸成に関する年度計画」により、確認した。

また、当該年度計画から平成28年度の発電所各部署の業務執行計画への展開状況については、2部署(品質保証G、廃止措置工事課)分を抜き取り、各部署の業務執行計画に展開されていることを、「平成28年度業務執行計画兼実施状況報告書」の記録及び関係者からの聴取により確認した。

※1 平成28年度の取り組み要請事項: (相手に確実に伝わるコミュニケーション(3H(はじめて、久しぶり、変更)作業関連を含む)において、相手の立場に立ち、その状況を理解した上で「組織内および組織間(協力会社を含む)における共通認識・共通言語の醸成」、「業務等の本質・目的を含めた指示の伝達」、「伝達後の相手の理解度確認」、「説明を省略することの抑止」などを効果的に行う施策の検討・実施)

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

②マネジメントレビューの実施状況

経営責任者の積極的な関与の下、マネジメントレビューにおいて組織の実態に照らし、品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、経営責任者から改善が指示されていることについて確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、マネジメントレビューの実施については、「業務計画策定・評価指針」に規定していること、具体的な手順については、「マネジメントレビュー手引」に規定していることを確認した。また、これらの指針・手引が必要に応じて改訂されていることを「細則決裁書」により確認した。

平成27年度マネジメントレビューの実施状況については、発電所における品質保証検討会の審議を経て発電所長レビューが実施され、本店における品質保証審議会の審議を経て原子力本部長(管理責任者)レビューが実施されていること、原子力本部長レビュー結果をインプットとしてマネジメントレビューが実施されていることを「品質保証検討会議事録」、「品質保証審議会議事録」、「平成27年度マネジメントレビュー結果」、「平成27年度マネジメントレビュー報告書」により確認した。また、インプットとなる品質目標の達成状況を「平成27年度第4四半期データ分析結果報告書」により確認した。

マネジメントレビューのアウトプットは、システム、プロセスの改善項目として、「原子力規制庁の動向、米国での実施状況等を踏まえ、PIの設定とパフォーマンス改善への取り組みを確実に進めること」及び要因、施設の改善項目として、「安全文化醸成活動の評価結果を踏まえ、本店－浜岡間のコミュニケーション向上を図るとともに、引き続き、他部署や協力会社など関係者間の良好なコミュニケーションを確保して活動を進めること」の2件であった。アウトプットは、発電所長、部長、課長等の管理職へメール((周知)平成27年度マネジメントレビュー結果について【品質保証G】)により周知され、前者(PIに関する事項)への対応計画は、品質保証Gの「平成28年度業務執行計画」に、後者(コミュニケーションに関する事項)への対応計画は、「平成28年度安全文化の醸成に関する年度計画」に定められており、PDCAが回されていることを確認した。

経営層の関与や取り組み状況を確認するために管理責任者及び原子力部長に対するインタビュー並びにマネジメントレビュー結果の周知状況を確認するために浜岡原子力発電所長に対するインタビューを実施し、問題は見受けられなかった。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

③保守管理の実施状況

保守管理に関しては、保安規定第61条では保守管理の計画について、第62条では対象施設の維持管理について規定している。

保安規定第61条は、構築物、系統及び機器(以下「機器等」という)の保守管理を行うにあたって、社長が定めた保守管理の実施方針に基づいて保守管理目標を設定し、各号炉

毎に保全を行うべき対象設備を選定し、選定した設備について範囲と機能を明確にした上で保全の重要度を設定し、保全の開始時期や周期等を定めた点検計画、実施時期を定めた補修・取替え計画などの保全計画を策定し、その保全計画に従って点検・補修等の保全を実施し、実施した点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態であることを確認・評価・記録し、所定の機能を発揮しないなどの不適合が発生した場合は点検頻度を見直すなどの是正処置及び予防処置を施し、一連の保全活動から得た情報等に基づいて保全の有効性を評価し保全が有効に機能していることを確認するとともに継続的な改善につなげると規定している。

さらに、保全の有効性評価結果及び保守管理目標の達成度から保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに継続的な改善につなげると規定している。

第61条の規定の内容に従い、保守管理活動における活動プロセスが適切に文書化され、それら文書化された指針及び手引等に従って保守管理体制が適切に構築され、維持され、保守管理が適切に実施されていることを確認した。

保守管理の実施方針、保守管理目標の設定については、平成26年7月に社長が定めた「保守管理の実施方針」の中で廃止措置に係る方針として「1、2号機は、現場の状況に応じた適切な維持管理と、安全・確実な解体工事を進める。」と設定している。これに基づいて発電所としての保守管理目標を「平成28年度 発電所品質目標」内に設定し、保守管理目標を達成するための活動の具体策を「品質保証計画書」、「原子力業務計画策定手引」等に従って検討し、管理職による作業管理の立会いなどの活動を行っていることを「平成28年度 業務執行計画 兼 実施状況報告書」で確認した。

保全対象設備の選定については、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として廃止措置計画で定める廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設、その他自ら定める設備、廃止措置のために導入する装置の3種類について選定していることを「廃止措置管理指針」により、廃止措置期間中に機能を維持すべき設備の保全対象範囲が、「原子力施設の重要度分類手引」に基づいて廃止措置工事課長が作成する系統機能整理表に取りまとめられていることを「浜岡2号機 系統機能整理表」により確認した。また、「原子力施設の重要度分類手引」で定める系統機能整理表中の記載項目「系統機能」欄に記載の範囲が、保全対象であることを「浜岡2号機 同系統機能整理表」添付の配管計装線図等により確認した。

また、その他自ら定める設備は、電気事業法や安全衛生法などの他法令の要求等に基づいて選定している設備であることを「保全対象範囲 その他自ら定める設備」により確認した。

なお、廃止措置のため新たに導入した設備は、現在に至るまで無かったことを関係者からの聴取より確認した。

保全重要度の設定については、「発電用軽水型原子力施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」を参考にAからCまでの3分類とし、燃料のない1、2号機においては放射性物質を内包し、貯蔵機能要求のある機器等が最も重要度の高いBであることを「原子力

施設の重要度分類手引」等により確認した。また、平成26年8月7日付け個別文書「廃止措置における「保全対象範囲」「重要度設定」の明確化について」で保全重要度の設定方針を明確化し、系統機能整理表の添付資料において系統毎の配管計装線図等で具体的に重要度の表示を行っていることを確認した。

なお、1、2号機における機器等の腐食・劣化情報の増加傾向を受け、保全対象設備や保全方式等の見直しと明確化の再検討を行い、点検計画を再構築して機器等の具体的な点検内容を「点検計画管理手引(廃止措置)」に定めることとしたことを、平成22年10月18日付け個別文書「浜岡1、2号機の保全の見直しについて(再審議)」で確認した。

保全計画の策定については、保守管理を実施する部署の長があらかじめ保全方式を選定し、点検方法並びに点検実施頻度及び点検実施時期を定めた点検計画を「点検計画策定・データ管理に関する手引」に従って策定することを「廃止措置管理指針」に定めていることを確認した。廃止措置の第2段階の保全方式については、平成22年10月18日付け個別文書「浜岡1、2号機の保全の見直しについて(再審議)」において時間基準保全を基本としていた保全方式から、平成26年12月12日付け個別文書「保守管理(廃止措置)における保全の今後の進め方について」において状態基準保全を基本とした選定とすることに見直したことを確認した。具体的には「廃止措置対象施設の維持管理手引」等に従って策定した点検計画を事業者の社内ネットワークシステムである「プラントマネジメントシステム」において、保全重要度を定めた「系統機能整理表」、機器毎の点検周期を管理する「点検計画表(機器別一覧)」、機器毎の点検内容を取りまとめた「点検計画表(共通)」、具体的な点検時期を定めた「点検計画管理表」等により、必要に応じてアウトプットが可能な状態に管理されていることを確認した。

補修、取替え及び改造計画の策定については、実施する部署の長があらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定すると「廃止措置管理指針」に定めていることを確認した。当該指針に従って「浜岡1、2号機 補修、取替え及び改造計画(廃止措置)」を廃止措置工事計画課が策定し、「工事計画確認書取扱手引(廃止措置)」に基づいて各工事計画部署が工事計画確認書を作成し、「工事等に係る法令手続き管理手引」に基づいて法令要求手続きの可否や設計検討の内容などについて確認を行っていることを「工事計画確認書インタークレーン修理」により確認した。

また、補修、取替え及び改造を実施する部署の長が、機器等が所定の機能を発揮する状態にあることを試験・検査により確認・評価するまでに試験・検査の方法、確認・評価の項目・方法・基準等を定めることについて「廃止措置管理指針」に定めていること、当該指針に従って工事要領書の策定を行っていることを「浜岡発電所 1・2号機(2015年度)インタークレーン修理工事要領書」により確認した。

なお、「廃止措置管理指針」で定めている、地震、事故等により計画外の保全を実施する場合は廃止措置工事課長が特別な保全計画を策定するとして計画の策定実績はないことを関係者からの聴取により確認した。

保全の実施については、保守管理実施部署の長が保全計画に従って「保全作業の実施

要領に関する手引(廃止措置)」により工事要領書を作成し工事を実施すると「廃止措置管理指針」で定めていることを確認した。工事計画書に定めた工事について工事要領書を作成し、その工事要領書に従って適切に工事が実施され、機器等に要求された機能が確保されていることを事業者が確認・評価し、記録していることを「MS管水張り用配管修理 工事要領書」及び「MS管水張り用配管修理 保全作業報告書」により確認した。

不適合の管理、是正処置及び予防処置については、あらかじめ定めた方法や定めた内容で機器等の点検・補修を実施したにもかかわらず、求める機能が発揮できなかった不適合事例は無かったことを関係者からの聴取により確認した。

保全の有効性については、保守管理を実施する部署の長が「保全の有効性評価実施手引(廃止措置)」に従って保全の有効性を評価し、保全が機能していることを確認し、継続的な改善を行い保全プログラムへ反映することについて「廃止措置管理指針」に定めていることを確認した。

具体的には、「保全作業報告書」のデータなどを保全活動から得た入力情報として保全の有効性について評価していることを保全の有効性評価記録「1, 2号 D/G 本格点検頻度の延長について」で確認し、評価の結果1, 2号 D/G の本格点検の頻度を1回/6年から1回/8年へと変更し「点検計画管理表」に反映していることを確認した。

保守管理の有効性評価については、マネジメントレビューの実施時期に合わせて廃止措置工事課長が「保守管理の有効性評価実施手引(廃止措置)」に従って保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認し、継続的な改善を行うことについて「廃止措置管理指針」に定めていることを確認した。

具体的には、保守管理の計画と実施の不備によるクラスAの不適合を0件とするなどの保守管理目標の達成状況、保全の有効性評価の結果から保守管理目標に影響を及ぼす情報の有無をそれぞれ評価し、保守管理の有効性について評価し、記録し、マネジメントレビューへの入力情報としていることを、評価期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの「保守管理の有効性評価結果記録」により確認した。

保安規定第62条は、廃止措置に係る組織の各課長が、保安規定第61条で定めた保守管理計画に従って保全を実施し、建屋・構築物について放射性物質の外部漏えい防止の障壁及び放射線の遮蔽体としての機能を維持すること、機器等の放射性物dc「fds書に基づいて廃止措置工事課長が指定したエリアに柵を設置したうえ解体撤去エリアまたは解体撤去物一時保管(仮置き)エリアを示す表示を行っていたことを確認した。また、解体撤去物一時保管(仮置き)エリアについては、「解体撤去物管理手引(廃止措置)」に従い解体撤去物一時保管(仮置き)エリア設定記録を作成し、保管容量と保管場所の管理を行っていることを確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(3)違反事項

なし

5. 特記事項
なし

保安検査日程(1/2)

月 日	8月24日(水)	8月29日(月)	8月30日(火)	8月31日(水)	9月5日(月)	9月6日(火)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ●運転管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視(発電所) ○安全文化醸成活動の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取と記録確認 (発電所) ◎マネジメントレビューの実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視(本店) ◎マネジメントレビューの実施状況 ○安全文化醸成活動の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視(発電所) ○保守管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視(発電所) ○保守管理の実施状況
午 後	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> (発電所) ○安全文化醸成活動の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> (発電所) ◎マネジメントレビューの実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> (本店) ◎マネジメントレビューの実施状況 ○安全文化醸成活動の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> (発電所) ○保守管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> (発電所) ○保守管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議
勤務時間外						

注記)◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ○:その他検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等
初回会議、8月29日～31日及び最終会議は3～5号炉保安検査と併せて実施。

保安検査日程(2/2)

月 日	9月7日(水)	9月8日(木)	9月13日(火)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 と記録確認 ●中央制御室の巡視 (発電所) ○保守管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 と記録確認 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 と記録確認 ●中央制御室の巡視
午 後	<ul style="list-style-type: none"> (発電所) ○保守管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ほう酸水注入設備の 解体撤去の実施状況(抜き打ち検査) ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●最終会議
勤務 時間外			

注記)◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ○:その他検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等